

氏名(本籍)	かん き しょう ぞう 神 吉 正 三 (千葉県)	
学位の種類	博 士 (法 学)	
学位記番号	博 甲 第 2,004 号	
学位授与年月日	平成11年 3 月 25 日	
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当	
学位論文題目	メインバンクの救済融資に関する法的研究	
主 査	筑波大学教授	庄 子 良 男
副 査	筑波大学教授	大 野 正 道
副 査	筑波大学教授	博士(法学) 春 日 偉知郎
副 査	筑波大学教授	前 田 重 行
副 査	筑波大学助教授	弥 永 真 生
副 査	筑波大学教授	出 口 正 義

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、経営危機に陥った取引先企業に対してメインバンクが行う救済融資に関する法的諸問題の全体的な考察を試みたものである。とくに、わが国の金融機関と取引先の関係の特徴をメインバンク制に求め、このメインバンク制に基づく銀行の救済融資義務を肯定し、銀行取締役に高度注意義務を認めるべきことを主張しようとした論文である。

本論文は、五部からなる。第一部「問題の提示と銀行経営の現状」では、問題を提起してその前提となるわが国の銀行経営の現状を概観し、わが国企業の資金調達には銀行借入りに依存する割合が高いため、メインバンク・システムが形成されてきたこと、公共性と預金者保護の重視、行政当局の監督と規制が強いこと、などを特徴とすると指摘する。

第二部「メインバンクによる経営危機企業の救済とその法的検証」では、まず、救済融資の概念を「赤字の発生またはその累積により、資金調達能力が低下して流動性が欠如し、倒産の危険が高まった企業に対して、銀行が倒産を回避すべく行う融資」と解すべきであるとする。次いで、メインバンク関係の法的特徴が、黙示契約性と継続的取引関係性にあると分析したうえで、メインバンクは、一定の場合に、経営が悪化した取引先に対して継続して資金を供給する、いわゆる救済融資義務を負うとし、その要件は、メインバンク先が経営危機に陥った場合に、一定期間以上株式持合を継続しており、かつ、メインバンクの取締役経験者がメインバンク先の取締役に就任している場合であって、メインバンク先が救済を要請しているとともに、メインバンク先の経営基盤が崩壊していない場合には、救済融資義務を負う場合がある、と主張する。

第三部「アメリカにおける経営危機企業の救済」では、わが国で進行中の金融ビッグバンと関連して模範とされることの多いアメリカ法を検討する。まず、アメリカでは、州法銀行と連邦法銀行の二元制度のゆえに単店銀行が多く、最近まで州際業務が禁止されてきたため、一般に銀行の規模は小さく、また、銀行の株式保有規制が徹底しているため、銀行と取引先の関係は一般に希薄である、などの状況を指摘する。したがって銀行と取引先の関係は、原則として自己責任原則に立つ債権者－債権者関係であるが、顧客の経営が悪化して銀行が顧客の経営に関与する程度が高まると、その間に信認関係や信頼関係が認められ、銀行には顧客の利益に配慮する義務が生ずるといふ。そのため、判例上立法上、倒産企業の経営に関与した債権者の権利を債権本来の順位よりも劣後

的に扱うとする衡平的劣後の法理、他者の経営に関与した者が支配権を不当に行使したときは第三者や相手方に対して賠償責任を負担するという支配責任の法理、などが確立していることを明らかにする。以上の分析から、アメリカ法の下では、銀行は一般に経営危機企業の再建には関与せず、わが国でのような救済融資は行われにくい状況にある、と結論する。日本法への示唆としては、わが国でも、銀行と取引先との関係をより対等なものにしていく必要があること、衡平的劣後や支配責任の考え方を段階的に導入していくべきことを主張する。

第四部「経営危機企業の救済と会社法」では、日本法の問題としては、メインバンクが経営危機企業を救済する際の銀行取締役の判断の枠組みを会社法の問題として検討する。まず、判例を素材に銀行取締役が負う注意義務を検討し、銀行取締役は、他の業種の取締役に比べて考慮すべき問題が多く専門的判断が求められることを理由に、専門家と同様の高度注意義務を負うとする。すなわち、銀行取締役は、救済融資など経営危機企業の救済に必要な措置をとりうるし、場合によっては銀行の救済融資義務を実行しなければならないが、その決断にあたっては高度注意義務を負うと主張する。救済融資が許されるのは、それによって中長期的利益の方が多いと判断されること、したがって経営危機企業の再建が確実に見込まれることが必要であり、そのためには、当該企業の経営基盤が崩壊していないかどうかを判断の拠り所とすべきである、とする。この判断には、いわゆる経営判断の原則が適用されるが、その前提として銀行取締役が高度注意義務を尽くしたか否かが検証されるべきである、という。そしてその具体例として、救済融資の対象が、銀行の子・会社関連会社の場合と一般企業の場合に分けて考察するとともに、行為類型として、救済融資のほか、金利減免、利息棚上げ、返済繰延べ、債務の肩代わり、債務免除の各場合を取上げ、その内容と実行にあたって要求される高度注意義務の具体的な程度について詳細な検討を行っている。

第五部「本論文のまとめと課題」では、本論文の結論を要約し将来の課題を指摘する。

審 査 の 結 果 の 要 旨

A) 長所と認められる諸点

まず第一に、本論文は、わが国の企業金融の最重要のテーマともいえるべきメインバンクが行う救済融資に関する法律問題を網羅的に取り上げて検討しようとした、わが国で最初の法律論文であって、その斬新性と独創性は高く評価されるべきである。

第二に、本論文（第二部）では、これまで論じられたことのない、メインバンクが行う救済融資がどのようなものであるのかを、法律上の概念として明確にしようとする努力がなされている。本論文が、救済融資を「赤字の発生またはその累積により、資金調達能力が低下して流動性が欠如し、倒産の危険が高まった企業に対して、銀行が倒産を回避すべく行う融資」であると解している点は、本問題の分析の出発点として妥当であると同時に、今後の研究に対して参考となるものであって、学問的な貢献として評価することができる。また、メインバンクが一定の場合に救済融資をする義務を負うとの主張は、著者によって、初めて主張された見解であり、非常に注目すべきものである。著者は、その要件を提示しようとしているが、その内容にはなお異論がありうるとしても、その努力は高く評価されなければならない。

第三に、アメリカ法の検討（第三部）も、先行業績を渉猟したうえで、アメリカの企業金融の特色を銀行制度に遡って明らかにし、衡平的劣後の法理や支配責任の法理などわが国にも参考となりうる考え方を確認している点において、有意義である。

第四に、本論文（第四部）では、救済融資をすることができるのはどのような場合であるのかを一つ一つの態様について詳細かつ具体的に検討し、それをとおして取締役が払うべき注意義務がどのようなものであるのかを明らかにしているが、この点も本論文の功績として、高く評価される。その叙述には、著者独自の考察が展開されており、銀行実務に精通していなければ得られないような鋭い知見が随所にみられ、精彩を放つ。

B) 短所と認められる諸点

上記のような長所にもかかわらず、本論文においては、まだ将来の課題も残されている。例えば、メインバンク制に基づいて生ずるとされる銀行の救済融資義務についての法律要件は、もっと明確化される必要があるのではないかと、また、銀行取締役が負うとされる高度注意義務についても、通常の事業会社の取締役の注意義務に比べて、どの点が高度であるのかが必ずしも明確にされたとまではいえないのではないかと、という疑問も残されている。この点をさらに突き詰めることは、それらの義務の不履行が銀行および銀行取締役の損害賠償責任と直結するものであるだけに、将来の最重要の課題として残されているというべきであろう。また、比較法については、銀行と顧客の関係を債権債務関係として合理的に割り切るアメリカ法のほかに、銀行に対する企業の依存度の高い（その意味で日本に近い）ドイツ法をも取り上げて比較検討する必要もあるであろう。将来、本論文を著書として公刊する際には、これらの点を補充し整備するならば、学界に多大な寄与をすることになるものと期待される。

しかしながら以上の問題点も、この困難なテーマと正面から取り組んで、A4判で本文370枚に及ぶ大作によって専門的職業人としての学識を示した著書の努力と本論文に対する高い評価を損なうものではない。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。